

別紙

「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価について」の運用に係る特例措置

1 措置の内容

新労務単価及び新技術者単価の決定に伴い、2の対象工事及び設計業務委託等の受注者は、それぞれ建設工事請負契約書第53条及び設計業務等委託契約書第50条に基づき、請負代金額及び業務委託料の変更協議を請求することができる。

2 対象の工事及び設計業務委託等

令和7年3月1日以降に契約を締結した工事及び設計業務委託等のうち、旧労務単価又は旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 変更協議の流れ

- (1)発注者から受注者に対し、特例措置に該当する旨を通知(工事・業務毎に通知)
- (2)(契約変更を請求する場合)受注者から発注者に対し、文書による協議
- (3)発注者から受注者に対し、文書による回答

4 変更後の請負代金額及び業務委託料の算定

変更後の請負代金額及び業務委託料は、次式の方式により算出する。

変更後の請負代金額及び業務委託料＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$: 新労務単価及び新技術者単価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

5 変更協議の請求期限

令和7年4月30日(水)までとする。

なお、対象工事等の入札手続等に期間を要する等の理由により、対象工事等によっては請求期限後の契約となる場合や契約締結から請求期限まで著しく短期間になる場合があるが、当該対象工事等についても技能労働者等への適正な賃金水準の確保を図るべきとの観点から、当該対象工事等についても各発注機関が適切な請求期限を新たに設定の上、特例措置通知に基づき契約変更できることとしたので、該当する工事等がある場合は、各発注機関において適切に処理すること。

6 変更協議における留意事項

工事及び設計業務委託等の受注者に対して、元請企業と下請企業との間で既に締結している請負契約(2次以下の下請契約を含む。)の金額の見直しや、技能労働者及び測量、設計業務等の技術者の賃金水準の引上げ等について適切に対応するよう要請すること。また、要請にあたっては、別添資料を配付すること。

7 その他

令和7年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、令和7年3月1日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について(通知)」(平成26年3月4日付第201300177639号当職通知、令和5年2月8日付第202200269229号で一部改正)を適用することとし、「余裕期間設定工事に係る実施要領の策定について(通知)」(平成28年6月9日付第201600036328号当職通知、令和元年12月20日付第201900247479号で一部改正)により、余裕期間を設定した工事についても同様の取扱いとする。

なお、上記工事の請求者に対しても別添資料を配布し、既に契約済の下請工事についても、適正価格による契約の見直しを要請すること。